（地方法人税法の一部改正）

第三条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）

第二章　基準法人税額に対する地方法人税

　第一節　課税標準（第九条）

　第二節　税額の計算（第十条―第十五条）

　第三節　申告、納付及び還付等

　　第一款　中間申告（第十六条―第十八条）

　　第二款　確定申告（第十九条・第十九条の二）

　　第三款　電子情報処理組織による申告の特例（第十九条の三・第十九条の四）

　　第四款　納付（第二十条・第二十一条）

　　第五款　還付（第二十二条―第二十三条）

　　第六款　更正の請求の特例（第二十四条）

第三章　特定基準法人税額に対する地方法人税

　第一節　課税標準（第二十四条の二）

　第二節　税額の計算（第二十四条の三）

　第三節　申告及び納付等（第二十四条の四―第二十四条の八）

第四章　更正及び決定（第二十五条―第二十九条）

第五章　雑則（第三十条―第三十二条）

第六章　罰則（第三十三条―第三十七条）

附則

第二条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　対象会計年度　法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。

第三条第一項中「第十九条の三」の下に「、第二十四条の五」を加える。

第五条中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、この法律により、特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。

第六条の見出しを「（基準法人税額等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律において「特定基準法人税額」とは、法人税法第二条第三十一号の二に規定する国際最低課税額確定申告書を提出すべき内国法人の法人税の課税標準である各対象会計年度の同法第八十二条の四第一項に規定する課税標準国際最低課税額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

第七条の見出しを「（課税事業年度等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律において「課税対象会計年度」とは、内国法人の各対象会計年度をいう。

第二章から第四章までの章名及び同章第一節から第五節までの節名を削る。

第八条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　基準法人税額に対する地方法人税

第一節　課税標準

第九条第一項中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第九条の次に次の節名を付する。

第二節　税額の計算

第十条第一項中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第十一条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に、「この章」を「この節」に改める。

第十二条第二項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第一項第二号イ(1)」に、「（同項」を「（同法第百四十四条の二第一項」に改める。

第十二条の二第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第一項第二号イ(1)」に改める。

第十三条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十五条の次に次の節名及び款名を付する。

第三節　申告、納付及び還付等

第一款　中間申告

第十六条第六項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第十七条第一項第一号中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「前章」を「前節」に改める。

第十八条の次に次の款名を付する。

第二款　確定申告

第十九条第一項中「法人（第六条第一号」を「法人（第六条第一項第一号」に改め、同項第一号中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「前章」を「前節」に改め、同条第二項中「課税事業年度」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加え、同条第五項中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第十九条の二の次に次の款名を付する。

第三款　電子情報処理組織による申告の特例

第十九条の三第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十九条の四の次に次の款名を付する。

第四款　納付

第二十一条の次に次の款名を付する。

第五款　還付

第二十二条第三項、第二十二条の二第四項及び第二十三条第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第二十三条の次に次の款名を付する。

第六款　更正の請求の特例

第二十四条の見出しを削り、同条中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第二十四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章　特定基準法人税額に対する地方法人税

第一節　課税標準

第二十四条の二　特定基準法人税額に対する地方法人税の課税標準は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額とする。

2　各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額とする。

第二節　税額の計算

第二十四条の三　特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額に九百七分の九十三の税率を乗じて計算した金額とする。

第三節　申告及び納付等

（特定基準法人税額に係る確定申告）

第二十四条の四　特定多国籍企業グループ等（法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。次項において同じ。）に属する内国法人（第六条第二項に規定する内国法人に限る。）は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準特定法人税額

二　前号に掲げる課税標準特定法人税額につき前条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項